

知ってますか？

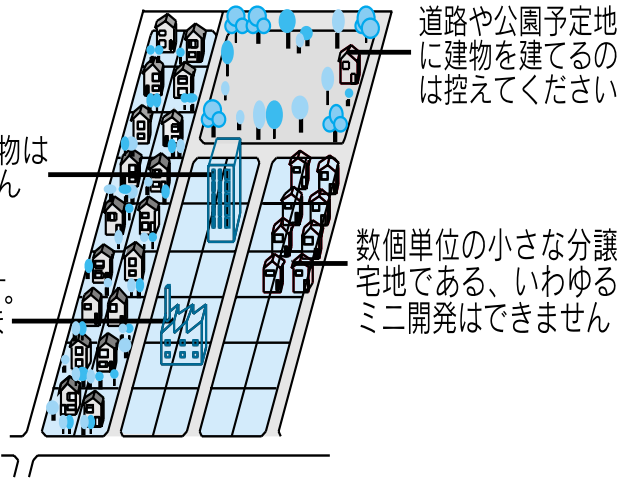
市民が決める独自の「まちづくりルール」

地区のみなさんが話し合って、地区限定の独自のまちづくりルールを決めることができる、「地区計画」や「建築協定」などの制度をご存じですか？ これらを活用することで、住民が望む、地区の特性に応じた住み良いまちづくりを進められます。

「地区計画」は、左図のような狭い範囲の地区でもOK！

地区計画の適用例

(良好な住環境形成区域)

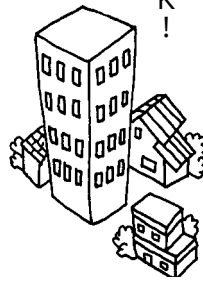


道路や公園予定地に建物を建てるのは控えてください

ここに高い建物は建てられません

ここは住宅地です。工場は建てられません

数個単位の小さな分譲住宅地である、いわゆるミニ開発はできません



用途地域や建築基準法はまちづくりの基本ルール

住宅地に大きな施設や工場などを好き勝手に建てるとうまく住みにくいになります。そこで市では、都市計画により市街地を住居地域、商業地域、工業地域などに分け、それぞれ、建築できる建物の用途や規模などを定めています。また市では、個々の建物について、建築計画が建築基準法に合っているかを審査しているほか、中高層ビルなどの建築主に対しては、周囲の住民とのトラブルを未然に防ぐため事前説明会の開催を条例で義務づけるなど、無秩序なまちづくりにならないよう見守っています。

自分たちで決める地区限定のルール

都市計画法や建築基準法により一定のまちづくりルールが決まっていますが、それにもう一歩踏み込んで、住民のみなさんの手で地区独自のルールを決める方法が、「地区計画」や「建築協定」といった提案制度です。

地区計画とは

住宅地や商店街など、住民の暮らしの基礎的な「地区」を単位として、地区の特性に応じたまちづくりのルールを決めるもの(上図参照)。道路や公園などの配置、建物の用途、高さ、まちなみのルールなどを決められます。地区住民などの合意で地区計画を提案すると、一定の手続きを経て、市が都市計画決定をします。条例化されるので、住民が決めたルールで法的規制がかけられます。現在、地区計画は市内に十三地区あります。

建築協定とは

「閑静な戸建て住宅地にしたい」「建物のデザインを統一したい」など、きれいな街並みとなるよう建物の形や高

まちづくりのルールができるまで

こんなまちにしたいなあ...



1 地域での話し合い

自分の住む地域をより住みやすくするため地域のみんで話し合います。ルールづくりについて市がアドバイスをを行います。

2 地域住民の合意・賛同

建築協定を結ぶときは、土地の所有者などの合意が必要です。地区計画の提案には地区住民の合意が必要です。

3 市への提案・申請

4 都市計画の決定・条例化

都市景観地区の場合、地区住民の意見を聴いたうえで指定しま



国民年金



保険料の免除制度

所得の減少や失業などで、経済的に国民年金の保険料の納付が困難な場合、本人の申請により免除される制度があります。

問い合わせ 国保年金課国保年金資格担当tel(866)2097

◆14年度中に保険料の免除を受けたかた

14年度中に免除の承認を受けたかたは、承認期間が6月30日(月)までとなっています。引き続き希望される場合は、7月1日(火)から8月29日(金)までに国保年金課、土崎支所、新屋支所で手続きをしてください。

◆新たに免除申請をされるかた

保険料免除制度には、「全額免除」「半額免除」の制度があり、申請のあった月の前月分の保険料から対象になります。

免除された期間は、年金を受けるための資格期間として取り扱われますが、10年以内に追納しない場合は、受け取る年金額が減額されます。

対象

前年の所得が少なく、保険料の納付が困難な(免除の基準となる所得金額については国保年金課へお問い合わせください)

失業、事業の休業・廃業により保険料の納付が困難な
震災、風水害、火災などにより保険料の納付が困難な

申請に必要なもの

年金手帳 印鑑
被保険者、配偶者、世帯主のうち平成15年1月1日現在秋田市内に住所がないかたの所得控除内容が記載されている所得証明書



上記対象の特例的な理由による場合は、その事実を明らかにする書類の添付が必要です。

「雇用保険受給資格者証」「離職票」「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」など
「罹災証明」

学生のかたは

学生のかたは、「学生納付特例制度」の対象となります。受け付けは随時、学生証または在学証明書、印鑑、年金手帳をお持ちください。ただし、海外留学生は対象となりません。海外に転出したかたには、任意加入制度があります。



「地区計画」が定められている山手台(平成13年撮影)。「建築物の敷地面積は最低限200㎡とする」「建築物の外壁などは、敷地境界線までの距離を1m以上とする」「建築物の周囲は原則生垣とする」などの地区計画が定められています。



デザインを統一したいわね

建物の高さを決めたいね



都市景観地区とは

さなどの基準を定め、住民がお互い守り合っていくことを約束する制度です。建築基準法よりも細かな基準が決められます。協定を結ぶときには地区住民などの合意により決めることができ、運営も住民が行います。

緑あふれる美しい街並みや伝統的な街並みなど、優れた都市景観を創造し保全していくために、市民が市にその指定を求めることができます。

地域には、その地域に住む人しか分からない「地域の良さ」があります。自分たちが住みよいまちづくりを、まずは地域のみなさんで話し合ってみてください。

まちづくりのルールを
ご説明します

建築協定、地区計画などについてもっと知りたいみなさんのために、市の職員が自治会、婦人会などが主催する会合へ出向き、まちづくりのルールについて説明します。派遣を希望する団体の代表のかたは、開催希望日の三週間前までに、都市計画課へご連絡ください。開催場所は市内に限らせていただきます。

まちづくりのルールについて
の問い合わせは

都市計画課TEL(866)21152